

令和6年度福井市地域子育て支援拠点運営業務（一般型）実施事業者募集に関する質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施場所について	実施場所について、市の公共施設等、既存の建物を使用したいとする提案は可能か。	今回の募集は、九頭竜区域の0歳から3歳のこどもの人口と、本区域内に常設の支援センターがない状況に鑑み実施するものであるが、本市では、本区域内で事業の実施場所として適当な施設を提供することが難しいことから、事業者で場所を確保して実施していただくことを募集の条件としています。そのため、市の公共施設等の既存の建物を使用したいとする提案はできません。
2	実施場所について	実施場所の子育て親子が集う場所として、ドラッグストア等の店舗の一部等、公共ではない施設の一部を利用することは可能か。	可能です。ただし、市から実施場所を確保して提供することはございませんので、実際にスペースが借用可能かについては事業者間で協議し、開設条件に沿うよう進めてもらう必要があります。
3	実施場所について	事業所内で保育所、託児所を運営している企業主導型の施設に対しても同様か。	同様です。
4	実施場所について	開設実施場所には駐車場を確保していることが望ましいとしているが、実際に何台分必要か。また、施設の面積に条件はあるか。	駐車場の台数は、施設の面積に応じた定員数で決定します。施設の面積は、今回の募集要項において、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを有することとし、交流のためのスペースが概ね40㎡以上あることを目安とするとしています。
5	開設日数及び開設時間について	土日の開園について、平日と同じ時間帯で開園しなければならないのか、それとも土日については半日等の開園でもいいのか。	開設日数及び開設時間の条件は、原則として週3日以上、かつ1日5時間以上となっています。土日を開設日数（曜日）に含める場合、原則5時間以上の開園が必要となります。土日を開設日数（曜日）に含めず、週3～4日又は週5日以上開園する場合であれば土日の開設を半日にすることは可能です。
6	委託料について	委託料は、全額子育て支援センターに関わる経費として使わなければならないのか。	委託料の用途は、福井市地域子育て支援拠点運営業務の遂行に直接必要な経費として明確に区分できるものとしています。ただし、本業務分として経費の算定が難しいものについては、用途や積算根拠を明示した上で、計上できるものとします。年度当初に委託料基準額が決定し、年度末に事業者から経費の収支を報告していただき、基準額と、実際に業務に要した額から利用者負担金や寄付金等を控除した額のいずれか低い額を委託料として、支払うものとなっています。

No.	質問項目	質問内容	回答
7	委託料について	委託料について、開設日数が週5日を超える場合も6日型という形態にはならず、5日型に変わりはないのか。	今回の募集に関しては3～4日型と5日型のみを募集するものとします。
8	補助金について	開設できた場合、開設経費補助金を活用予定であるが、トイレの改修は対象経費となるのか。	給排水工事はハード面の整備と想定され、開設準備補助では対象外となります。置き型タイプなど躯体工事を行わないのであれば、開設準備経費補助の対象となります。 なお、開設準備にかかる個別の相談については、受注者選定後に協議を行いたいと考えております。
9	業務内容について	業務内容にある地域の関係機関との連携について、条件はあるか。	地域の中での子育て支援を意識し、地域の方を交えた取組を、月に1回以上を実施することを条件としています。事例として、地域で活動している団体による絵本の読み聞かせや、地域の公民館と協働して、お楽しみ会や演奏会を実施するなどが挙げられます。
10	提出書類について	法人の決算書は法人全体の決算書もしくは、拠点ごとすべての決算書を提出するのか。	法人全体の決算書をご提出ください。
11	提出書類について	納税証明書は社会福祉法人の場合、どのような書類を提出すればよいのか。法人としての証明書等発行各機関に問い合わせをしたが、なかなか返答をいただけず判断ができないため、ご教示をお願いしたい。	<p>国税については、国税庁（県内においては、福井税務署）へ納税証明書「その3」（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）を請求してください。</p> <p>県税については、福井県税務課（県内においては、福井県税事務所管理課又は嶺南振興局税務部管理納税課）へ納税証明書（全ての県税ならびに特別法人事業税および地方法人特別税に滞納がないことの証明書）を請求してください。</p> <p>市税については、福井市財政部納税課へ納税証明書を直近2年分を請求してください。市税については、全税目で法人市民税の記載のあるものと記載されていますが、法人市民税を納付していない場合は、市税の滞納がないことの証明（税目等の記載なし）のみを福井市財政部納税課へ請求し、ご提出ください。</p> <p>これらの証明書が発行されない事情がある場合は、税を滞納していない旨の申立書を作成し、提出ください。申立書の様式は任意としますが、「申立日」、「法人の本店所在地」、「法人名」、「代表者名」、「税を滞納していないことの証明書の提出ができない理由」、「福井市所管課その他の官公署へ法人の税の滞納状況に係る照会を行うことに同意する旨」を記載してください。</p> <p>ただし、納税に係る申告が必要であるにも関わらず、申告が漏れているために納税義務者として扱われない場合は、未納の税額がある場合と同様に応募要件を満たさないこととなります。</p>